

行為者解釈を持たない主語について

石田 尊

キーワード: 意味役割、語彙概念構造、語彙的使役構造、分離不可能所有関係

要 旨

本稿は、日本語の他動詞文に現れる、行為者の解釈を持たない主語(非行為者主語)を取り上げ、そのような主語を許す他動詞の意味構造と、非行為者主語の意味役割を明らかにすることを目的とする。本稿1節では、非行為者主語を取り得る他動詞とはどのようなものであるのか、その具体例を取り出すための記述が行われる。続いて2節では、非行為者主語の意味役割を確定し、また非行為者主語を許す他動詞の意味論的な特性を明らかにするための考察を行う。また3節では、行為者的ではない名詞句を主語に取るその他の構文との関わりを述べる。本稿の主張は、

- (i) 日本語には、「殴る」「叩く」のような働きかけ動詞の目的語と同じ意味役割(被行為者)の名詞句が、他動詞の主語として現れる場合があるということ
 - (ii) 被行為者を主語に取り得る他動詞は、その語彙概念構造において、間接的な語彙的使役構造を許すとされる CAUSE と、客体の非限界的な変化を表す MOVE という意味述語を持ち、かつ経路を表す PATH を持たないものに限られること
- の2点である。

0. 導入

名詞句の意味役割に関する分類や命名には、論者によりある程度の異なりがあるが、日本語の他動詞の主語には、概略以下のような意味役割の名詞句が現れると考えられる¹⁾。

- (1) 動作主：早紀が健太を殴った。
- (2) 経験者：早紀が風で帽子を飛ばした。
- (3) 原因：爆風が雨戸を吹き飛ばした。(cf. 爆風で雨戸が吹き飛んだ)
- (4) 道具：小石が蟻の巣穴を塞いだ。(cf. 健太が小石で蟻の巣穴を塞いだ)

本稿の目的は、第一に、上記4つの意味役割以外に、何らかの存在から働きかけを受

ける存在(被行為者)としか考えられないものが他動詞文の主語に立つ場合があることを示すことにある。また、そうした意味役割の主語を許す他動詞の意味構造を明らかにすることも、本稿の主要な課題となる。

本稿1節では、行為者の解釈を持たないと考えられる主語(非行為者主語)と、そのような主語を取る動詞とについて、基本的な記述を行う。2節では、他動詞の意味構造を分析的に捉えるために有効な手段として影山(1996)の枠組みを導入し、非行為者主語の意味役割と、非行為者主語を許す他動詞の意味構造を明らかにする。3節では関連するその他の構文との関わりについて若干述べる。

なお、本稿が取り上げる例は基本的に現象描写文(仁田1989b)²に例を限る。これは、「は」によってマークされた主題や総記解釈の主格名詞句と意味役割との関係には依然として不明な点が多いと本稿が考えているためである。この問題については3節でも触れる。

1. 現象の記述

以下のような対の許容度の差から議論を始めたい。

- (5) 桜が風で葉を散らした。
- (6) *桜が風で枝を折った。

(5)の主語「桜が」は、直観的なレベルにおいて動作主とも原因とも、また道具であるとも捉えがたいものである。先行研究において(5)のような文を取り上げたものとして、天野(1987)がある。天野(1987)は、他動詞文の主語として現れる実体(以下「主体」)の中に、動き・出来事の引き起こし手とならないものがあるとし、そうした主体を、動作主主体、原因主体、そして動き・出来事の引き起こし手となる経験者主体とは区別し、状態変化主体と呼ぶ。天野(1987)から、状態変化主体の他動詞文の例を示す³。

- (7) 私たちは、空襲で家財道具をみんな焼いてしまった。
- (8) 勇二は教師に殴られて前歯を折った。
- (9) 気の毒にも、田中さんは昨日の台風で屋根を飛ばしたそうだ。
- (10) 昨日の台風で、街路樹はすっかり葉を落としている。

こうした他動詞文が成立する条件として天野(1987)が提示するのは、以下のようなものである。

(11) 天野(1987)の「状態変化主体の他動詞文」成立条件

条件1 状態変化主体の他動詞文を作る他動詞は、主体の動きと客体の変化の二つの意味を含む他動詞である。

条件2 状態変化主体の他動詞文のガ格名詞とヲ格名詞は、全体部分の関係にある。

本稿(5)の例を見ると、確かにその動詞は主体の動きと客体の変化の二つの意味を含むもの(以下「変化他動詞」)であり、客体の変化を表さず主体の働きかけのみを表す「殴る」「叩く」のような動詞(以下「働きかけ動詞」)とは異なるものである。また、主語と目的語との間に天野(1987)が言う意味での全体部分関係も成立している。したがって(5)の例自体は状態変化主体の他動詞文と呼ばれるものに含まれると考えることができる。しかし、(11)の成立条件は、動詞が変化他動詞でありかつ全体部分関係の認められる(6)のような例が許容されないことについて予測することができないのである。

この(11)の成立条件は天野自身によって必要条件であるとされ、その意味において(6)が許容されないこと自体は(11)の反例となるわけではない。だが、新たに(6)を排除するような条件を求めることは必要な作業であると考えられる。

この節では、そうした条件を得るための基礎作業として、特に変化他動詞を述語とし、全体部分関係が成立している文を記述の対象とした上で、主語の意味役割や解釈、変化他動詞の中でどういった特徴のものが状態変化主体的な主語を取り得るのか、といったことに関する記述を行う。

1.1. モノ名詞の主語を許さない動詞——「折る」「割る」

この箇所と続く1.2、1.3では、(5)(6)のような許容度の差が生じる理由を考えるために、主語とデ句の解釈との関係に注目した記述を行う。以下の例で見られるように、(6)のような例も主語をヒト名詞にかえると文が成立する。

(12) a. *桜が風で枝を折った。

b. 健太が事故で腕の骨を折った。

(13) a. *コップが床に落ちて縁を割った。

b. 健太が事故で額(ひたい)を割った。

(12)(13)各bの例は、変化他動詞を述語としておりまた全体部分関係も認められるため、天野(1987)の記述からすると状態変化主体の他動詞文として認められる。ただし、それぞれの主体が動き・出来事の引き起こし手となっているか否かについては、若干の議論が必要となる。

まず第一に注目しなければならないのは、「事故で」というデ句の解釈である。この

デ句は、厳密な意味において以下のような原因デ句とは違いがある。

- (14) 風で枝が折れた。
- (15) 落下の衝撃でコップが割れた。

(14)(15)のデ句は、「枝」や「コップ」が折れたり割れたりするのに必要な「働きかけの力」を備えている。しかし(12)(13)各bの「事故で」は、そうした「働きかけの力」を持っていない。その証拠に、具体的な「働きかけの力」を持つと考えられるデ句を文内に組み込むこと自体困難であり文の許容度が下がるか、あるいはデ句に道具や手段的な解釈が生じてくる(このことを“#”で表しておく)⁴。

- (16) #健太が転倒時の衝撃で腕の骨を折った。
- (17) #健太が転倒時の衝撃で額を割った。

以上から、「折る」「割る」のような動詞の文では、デ句に現れる存在が「働きかけの力」を持つか否かで、デ句の文法的なふるまいが異なることがわかる。本稿では、「働きかけの力」を持つ(14)～(17)のデ句のようなものを改めて「原因デ句」と呼び、(12)(13)各bにおける「事故で」のようなものは、「背景的状况のデ句」と呼ぶことにする。このようなデ句は、基本的に主体と直接的に関わり、主体の動き・行為がなされる背景となるものであって、「腕の骨を折る」あるいは「額を割る」直接的な力は、「事故で」に働きかけの力を考えることができない以上、主体から与えられると考えなければならぬ⁵。

さて、「折る」「割る」のような動詞が背景的状况のデ句しか許さず、客体の変化を引き起こす力は主語に立つ主体から与えられるというここでの観察は、(12)(13)各aのモノ名詞主語が許されないということを自然に予測する。「桜」や「コップ」のようなモノ主語では、客体の変化を引き起こす力を持つとする読みが不可能であり、働きかけの力は主体から受けなければならないというこの種の動詞の主語としては不適切なのである。

以上のことは、(12)(13)各bの例の主体のように、天野(1987)であれば状態変化主体と認定されるような実体に関しても、「折る」「割る」といった動詞の主語となる以上は働きかけ手、動き手であると認めなければならないということも意味している。働きかけ手でなければ、(12)(13)各aのモノ名詞の場合のように、文が許容されないはずだからである。

1.2. モノ名詞の主語を許す動詞(1)——「散らす」「飛ばす」

続いて、モノ名詞の主語を取り得る(5)のような例の場合を考える。

- (18) a. 桜が風で葉を散らした。
b. 健太が風で石灰の粉を散らした。
(19) a. 杉が風で花粉を飛ばした。
b. 早紀が風で帽子を飛ばした。

(18)「散らす」、(19)「飛ばす」はともに、「風で」のように働きかけの力を有するデ句を許している。ただし、特定の文脈を伴わない上記のような例は、少なくとも解釈時においてデ句や主語の解釈が多義的となる。

まず、主語が事象実現を指向するような意図を持つ存在として解釈される場合には、少なくとも(18)bや(19)bの場合のようなデ句は、主体の意図に従って利用される道具や手段のデ句として解釈される。この場合、主体は「風」のように働きかけの力を持つ存在を道具や手段として利用するのであって、働きかけを受けるのは客体のみである。

また、(18)(19)各bや(19)aにおいては、その主体は事象実現を指向するような意図を持たないにも関わらず、働きかけの力を持つ存在がもたらした背景的状况によって事象を展開する存在であるといった、(12)bや(13)bの場合と同様の解釈も可能である⁶。

上記のようなケースは、事象実現を指向する意図を持つか否かについて措くとすれば、どちらも主語は事象を展開する「動き手」「働きかけ手」として解釈されていることになる。そして、「動き手」たる主体が事象実現の為の意図を持つ場合には、デ句は客体へのみその働きかけを及ぼす道具や手段のデ句として、動き手が意図を持たない場合には、デ句は主体へのみその働きかけの力を及ぼす背景的状况のデ句として解釈される。

しかし、(18)aでは、主語が「動き手」ではないという解釈が可能である。(19)a「杉」と異なり、どのような背景的状况を想定するにせよ、落葉の時期を除けば、「葉を散らす」という事象を展開するような生物としての機構を「桜」自体が備えているわけではなく、「桜」が「動き手」であるとはまったく考えられない解釈が存在することになる。デ句の側から言えば、働きかけの力を持った「風」は主体にも客体にも働きかけの力を及ぼす原因デ句であり、主体ではなく原因の働きかけの力が客体の変化を引き起こしているということになる。

同様の解釈が(18)bや(19)abに認められるか否か、つまりそれらの主体がまったく動き手としての性質を持たないとする解釈があり得るか否かについては、判断の難しい部分がある。ただし、(18)bや(19)bのようにヒト名詞を主語とする場合には、「風が来たのに帽子を押さえなかった」というような「帽子を飛ばす」ための抽象的な「動き」を

したと話者は見なしているのではないか、という可能性を考えねばならないであろう。また、(19)aの場合も、以下(20)のような例が問題なく、あるいは(18)aと同等に許容されれば、「飛ばす」の主体が動き手ではないとする解釈があり得ると考えられることになるが、少なくとも筆者には若干の許容度の低下が認められる*7。

(20) ?桜が風で葉を飛ばした。

以上から、主体がどのような意味においても動き手、働きかけ手ではないとする解釈が得られるのは、「散らす」のような動詞の場合でかつ主体が「桜」のようなモノ名詞に限られるということが明らかになった。以下に同様の解釈の可能性を持つ例を挙げておく。

(21) すすきが風で穂を揺らした。

(22) 風ぐるまが風で羽根をまわした。

(21)には自ら「穂」を揺らすような生物としての機構は備わっておらず、また、「穂を揺らす」ことで「すすき」が生存、繁殖するための何らかの目的を達成するというようなことも考えることができない。したがって、どのような意味においても「動き手」とは考えられない主体であることになる。また、(22)「風ぐるま」は、確かに風を受ければ羽根がまわるという機構を備えているものであるが、全くの無生物名詞であり、自ら事象を展開するような「動き手」として認定することはできないと考えられる。デ句の側から言えば、どちらの例においても、「風」は主体・客体ともに働きかけの対象とする原因デ句である。

1.3. モノ名詞の主語を許す動詞(2)——「染める」「付ける」

モノ名詞主語を許す他動詞の例としては以下のようなものもある。

(23) a. 秋になり、木々が葉を染めた。

b. 健太に冷やかされて、早紀が頬を染めた。

(24) a. 春になり、梅がつぼみを付けた。

b. 健太にだまされて、早紀がりボンを付けた。*8

上記の例の主語は、その意図の有無に関わらず自ら事象を展開する「動き手」としての解釈であると見て問題はないようである。季節の変化や他者の展開した事象が構成する背景的状况の下で、動き手が自ら一定の動きを起こしている、といった内容をこれらの

文は表している。デ句を組み込んだ例においても同様のことを確認しておく。

- (25) a. 木々がここのところの冷え込みで葉を染めた。
b. 早紀が健太のいたずらで頬を染めた。
(26) a. 梅がここのところのぼかぼか陽気でつぼみを付けた。
b. *早紀が健太のいたずらでリボンを付けた。

まず(25)(26)各aの「ここのところの冷え込み」や「ここのところのぼかぼか陽気」は、働きかけの力を有しているか否かを定めにくいところがある。どちらも気候や温度の変化であり、各例の主体が「葉を染め」たり「つぼみを付け」たりするという生物的な機構にのっとった動きを行う際の背景的状况と考えることもできるし、働きかけの力を持つものと考えられる可能性もある。

ただし、仮に「冷え込み」や「ぼかぼか陽気」に何らかの働きかけの力を認めるにしても、その力は主体に向かうのみで、目的語の実体(客体)にも直接向かうわけではない。(25)aでは確認しにくいだが、このことは、(25)b「頬を染める」ではより明確に現れており、「健太のいたずら」は直接「早紀の頬」に働きかけるわけではない。また、(26)aでは、「つぼみ」は当該の事象が展開された最終の局面において出現する生産物である。「ぼかぼか陽気」が働きかけの力を持つとしても、働きかけを受けるのは主体のみであり、客体は働きかけが為される時点においてはまだ存在していない。目的語が生産物ではない(26)bでは文が許容されないことも、これらの例のデ句が主体にも客体にも働きかける原因デ句ではなく、主体のみと直接の関わりを持つ背景的状况のデ句であることを裏付ける。

以上から、「染める」「付ける」に現れるデ句は、動き手が当該の事象を展開することになった背景的状况を表すものであるとする。またこのことは、「染める」「付ける」の主語が動き手、働きかけ手であるということの意味する。主体に働きかけの力を認めない以上、客体の変化が生じる理由を考えることができないからである。

1.4. デ句の解釈と主語の意味役割

本稿はここまでの箇所、意図の有無に関わらず事象を起こし展開する主体を「動き手」「働きかけ手」と呼んできたが、その認定を意味役割の分類や命名にも反映させる。「動き手」と考えられる範囲であれば、先行研究が動作主や経験者として呼び分けるものも一括して「行為者」の名で呼んでいく。その上で、事象の実現に関してそれ自体の意図を前提とする動作主的なもの(「意図+」と表す)と、事象の実現に関してその意図ではなく背景的状况を前提とする経験者的なもの(「意図-」)とを区別することにする。他動詞文の主語の意味役割とデ句の解釈との関係は以下のようにまとめることがで

きる。

(27) 行為者(意図+) —— 道具・手段デ句(働きかけの力なし/客体にのみ及ぶ)

(28) 行為者(意図-) —— 背景的状况デ句(働きかけの力なし/主体にのみ及ぶ)

この関係について一言だけ述べておくとすると、行為者(意図+)はその行為の背景的状况としてそれ自身の意図を持っているため、デ句は働きかけの力を有するものであっても背景的状况以外のものとして解釈されざるを得ないが、意図が行為の背景的状况とならない行為者(意図-)を主語とする場合には、デ句は背景的状况として解釈されるものと考えられる。

さて、こうした意味役割を持つものの他に、本稿が1.2で見た主語の中には、どのような意味においても「動き手」(=行為者)と考えることのできないものがあつた。そうしたものの意味役割については次の2節で明らかにするが、ここでは便宜的に「非行為者」として呼んでおく⁹⁾。非行為者とデ句の解釈との関わりは、以下のように整理される。

(29) 非行為者 —— 原因デ句(働きかけが主体にも客体にも及ぶ)

主語の実体が行為を行わず、また働きかけの力を持つ原因デ句が現れるということは、問題の例が他動詞文ではありながら、原因デ句を伴う自動詞文とある程度類似した特性を持つことを意味すると考えられる。

1.5. 記述のまとめ

この1節での観察の結果、日本語の他動詞文には行為者とも、そしてその他の原因、道具といった意味役割とも考えられない、現状においては非行為者として呼びよのないものが主語に立つ場合のあることが明らかになった。また、非行為者を取り得る動詞は、「散らす」「揺らす」「まわす」のようなものであつた。

今回の記述の主眼は、まさに非行為者として呼びよのない主語が他動詞に現れるという事実そのものである。上記の三つの動詞以外に非行為者を主語に取り得る動詞があるのか、また、他動詞文の主語に行為者、原因、道具、そして非行為者以外のものが現れるのか否か、といった問題についての最終的な説明は今後の課題となる。このことを前置きした上で、本稿以下の部分では、本稿が示した非行為者主語が許されるのが、なぜ「散らす」「揺らす」「まわす」のような動詞のみなのかという問題について考察を行う。

2. 分析

非行為者を主語として取り得る動詞は、現状において「散らす」「揺らす」「まわす」のようなものに限られている。この節では他動詞の意味構造に関する分析を通じて、2.1、2.3、2.4において、そうした動詞以外のものが非行為者を主語に取れない、あるいは取りにくい理由を明らかにする。また、2.2では、非行為者の意味役割を確定する。

2.1. 他動詞の主語に関する選択制限

非行為者主語の問題は、他動詞がどのような意味役割のものを主語に取り得るか、という選択制限の問題と大きく関わる。その点で、影山(1996)が、語彙概念構造(LCS)というレベルで、日本語の語彙的使役構造(他動構造)に関して提案した二分法は重要な意味を持つ。以下に、本稿の関心に関わる範囲で影山(1996)の議論を紹介し、検討を加える*10。

影山(1996:195-205)では、日本語には少なくとも“-as-/–os-”と“-e-”という二種類の語彙的使役化(他動詞化)接辞があり、また従来の研究で語彙的な使役として総称されてきた概念をCAUSEとCONTROLという二つの概念に区別すべきことが述べられている。“CONTROL”は、使役主となる個体の変化を直接的にもたらす(CONTROLする)ことを規定する意味述語であり、使役主から客体の変化への直接的な使役関係を表すとされる。一方“CAUSE”は、もともとそれ自体で変化する可能性のある対象物の変化を出来事や(その出来事中の)個体が補助ないし促進させるものと規定する意味述語であるとされ、その使役関係は間接的なものであっても構わないとされている(影山1996:198他)。

このことは、影山(1996)の枠組みに従った語彙概念構造の表示法では、概略以下のよう示される。

(30) CONTROL の基本的な構造：

$[_{\text{Thing}} x] \text{ CONTROL } [_{\text{EVENT}} y \text{ BECOME } [_{\text{STATE}} y \text{ BE AT } z]]$

(31) CAUSE の基本的な構造：

$[_{\text{EVENT}} x \text{ ACT (ON } y)] \text{ CAUSE } [_{\text{EVENT}} y \text{ BECOME } [_{\text{STATE}} y \text{ BE AT } z]]^{*11}$

(30)CONTROL の場合、語彙概念構造における CONTROL の主語には“Thing”、つまり何らかの変化をもたらし得る「個体」が使役主として現れるとされている。また、影山(1996)の枠組みでは、この個体に当たる実体が、統語上の主語へと結びつけられるとされる。一方(31)CAUSEの場合、語彙概念構造における主語は“EVENT”(出来事)であり、統語上の主語へは、このEVENT中の個体(ACTの主語)がリンクされるか、あるいは出

来事そのものが主語に現れると考えられている。つまり、CONTROLとCAUSEの異なりは、客体の変化に関する語彙的使役構造の異なりであると同時に、文の主語にどのような意味役割が現れるかといったこととも、明確に関わっていることになる。

影山(1996)の枠組みや議論そのものへの検討は、大部分を別の機会に譲らなければならないが、本稿が非行為者主語を許す動詞として挙げた「散らす」「揺らす」「まわす」は、すべて“-as-”という語彙的使役の接辞を持つものである。また、以下のように出来事を主語とするような文も問題なく構成することができるため、これらはCAUSEの動詞と見ることができる。

- (32) 風が桜の葉を散らした。
- (33) 風がすすきの穂を揺らした。
- (34) 風が風ぐるまの羽根をまわした。

「飛ばす」も同じくCAUSEの動詞と見ることができるが、これがなぜ非行為者主語を取ることができないのかについては2.4で考察する。ここでは、1.1や1.3で見た「折る」「割る」や「染める」「付ける」がなぜ非行為者主語を取ることができないのかについて、影山(1996)の議論を参照しつつ説明を行う。

CONTROLの動詞は、原因主語(出来事主語)の自然な文を作りやすく、影山(1996)は以下のような例を示し、CONTROLの主語は意図的な動作主のような個体に限られる、といった観察の根拠としている。

- (35) {大工さんが/*彼の持ち家願望が}家を建てた。
- (36) {子供が/*電車の振動が}石を並べた。
- (37) {潜水艦が/*?火災事故が}商船を沈めた。

(以上判定ともに影山 1996:196、(138)より)

こうした例を見る限りでは、確かに“-e-”を伴う他動詞は主語を意図的な動作主という個体に制限するようである*12。影山(1996)のこの観察と、本稿1.1、1.3で見たものとは矛盾しない。「折る」「割る」や「染める」「付ける」は、そのいわゆる自他対応関係や形態上の手掛かりからCONTROLの動詞であることが期待され、また、実際に自然な原因主語の文を作りにくい。

- (38) ?(枝への)着雪/積雪 が杉の枝を折った。
- (39) ?ガスタンクの爆発が窓ガラスを割った。
- (40) ?塗料のスプレーの破裂が壁を真っ赤に染めた。

(41) ?季節はずれのばかばか陽気が梅につぼみを付けた。

このことから「折る」「染める」等は、そもそも CONTROLの動詞であるという動詞自体の特性により、その主語が行為者的なものに制限されていると考えられる。「折る」「染める」のような動詞では、主語が事象の実現を指向する意図を持たない経験的なものであっても、客体に変化を生じさせる働きかけの力は主体から与えられるものであって、主語とはならないデ句の実体から直接与えられることはないということを1節では見た^{*13}。デ句と主語との関係を重視した本稿のこの観察は、影山(1996)の CONTROLの動詞に関する観察や規定とほぼ同様の問題を捉えたものとして見る事ができよう。

以上から、「折る」「割る」「染める」「付ける」が非行為者を主語に取り得ないのは、そうした動詞がそもそも動作主を典型とした、行為者らしいものを主語に取るという選択制限を持つものであるためということになる。非行為者のように働きかけの力を持たないものは、CONTROLの主語として満たさなければならない要件を充足しないのである。

一方で、影山(1996)が述べるように、CAUSEの動詞は、主語に関する選択制限が CONTROLの動詞の場合よりも緩い。このことが、「散らす」「揺らす」「まわす」が行為者、原因(出来事主語)のような意味役割のもの他に、非行為者のようなものも主語として取り得ることの前提となっていると考えられる。しかしまた、CAUSEの動詞であればどんなものでも非行為者を主語に取れるわけではない。この問題は2.3、2.4で扱うことにし、続く2.2では非行為者の意味役割について考える。

2.2. 非行為者の意味役割

影山(1996)に倣い、CAUSEの主語となるEVENTを上位事象、目的語となりBECOME等によって構成されるEVENTを下位事象と呼び分ける。(31)でも示したように、CAUSEの上位事象中にはACTの主語になる行為者と行為そのもの(ACT)、そして行為者からその行為によって働きかけを受ける実体(“ON y”のyに対応)が存在すると考えられる^{*14}。この実体は通常下位事象において変化する目的語の実体と同一である。「健太が桜の葉を散らす」では、「桜の葉」が「健太」から働きかけを受け、かつ下位事象において何らかの変化をきたす。

ここで、行為者が上位事象から欠落しており、かわりに事象の引き起こし手として原因デ句に現れるような要素があるという場合を考える。原因から働きかけを受ける実体と変化する実体が同一個体の場合、以下のような自動詞文形式が選択される。

(42) 風で桜の葉が散った。

しかし、働きかけを受ける実体が「桜」と「葉」、「すすき」と「穂」のように分離不可能所有関係に基づいた物理的な構造を備えている場合、原因からの働きかけは所有物を含む所有者が受け、その所有物のみが変化する、というような関係が成立する余地が生じる。所有関係が、所有者と所有物とが同時に働きかけを受けることを可能にしているためである¹⁵。そして、こうした場合において主語に現れるのが、本稿が非行為者と呼んできたものである。すでに1.2、1.4でも述べたように、非行為者は、その部分となる客体とともに、原因から働きかけを受けるのである。

(43) 桜が風で葉を散らした。

このように考えると、(43)の「桜が」は、上位事象中において働きかけを受ける実体が、所有関係を前提として、下位事象中に変化する実体からは独立して文に現れたものと考えることができる。言い換えれば、働きかけを受けかつ何らかの変化をきたすのは目的語として現れる所有物のみであり、主語として現れる所有者は働きかけを受けるのみで変化しない。

これまでの考察で「非行為者」という消去法的な呼称に甘んじてきたものの意味論上の特性は、以上のように働きかけは受けるが変化はきたさないもの、として明らかになったと考える。そうした特性を持つものとしては、働きかけ動詞の目的語が考えられる。影山(1996)によれば、働きかけ動詞は、本稿のCAUSEの上位事象に相当するような単一の事象のみを持ち、客体の変化を表す下位事象を持たない。そして、行為者と働きかけを伴った行為、そして働きかけられる存在とが含まれる。

(44) 働きかけ動詞の語彙概念構造：

[_{EVENT} x ACT ON y]

働きかけ動詞の目的語の意味役割に関しては、論者により変化他動詞の客体の意味役割と区別しない場合もあるが、少なくとも語彙概念構造上での違いは明らかである。本稿では変化する実体の意味役割として対象の意味役割を規定し¹⁶、働きかけを受ける実体には被行為者の名を与えることにする。非行為者の意味役割はしたがって、働きかけ動詞の目的語と同じものであり、行為者等から上位事象中において働きかけを受ける被行為者であるということになる¹⁷。

被行為者は確かに、もっぱら働きかけ動詞の目的語として文中に現れるが、CAUSEの動詞で行為者が現れず、かつ変化する目的語の実体と所有関係を結び、所有物のみが変化する場合には、主語として現れると言うことができる。他動詞の主語に被行為者が現れるということは、確かにある程度特例的な現象であると考えられるが、そのような

ことが可能なのは、すでに述べたように、CAUSEの動詞の主語に関する選択制限がCONTROLの動詞の場合よりも緩やかであることに起因すると言える。

なお、原因デ句を省いた場合には、被行為者を主語とする文とは若干異なった解釈が得られる。

- (45) a. 桜が風で葉を散らした。
b. 桜が葉を散らした。
(46) a. すすきが風で穂を揺らした。
b. すすきが穂を揺らした。

原因デ句を伴わない(45)(46)各bでは、話者によっては擬人法的と感じられるような解釈、つまり主語を行為者として読み込もうとする解釈が得られる。被行為者が現れる文には、被行為者に働きかける原因がある程度義務的に現れ、主体が働きかけを受ける存在であることを明示的に示さなければならないようである。

さて、以上のように、非行為者主語は働きかけ動詞の目的語と同じ、被行為者の意味役割を持つものであることが明らかになった。次の箇所から本稿は再び、被行為者を主語に許す動詞の範囲、具体的にはCAUSEの動詞の中でどのようなものが被行為者を主語として取り得るのかということについての議論に戻る。

2.3. 二重意味役割と被行為者

CAUSEの動詞でも、「落とす」「枯らす」などでは、被行為者を主語とし原因デ句を伴う文が作りにくい¹⁸。行為者主語－背景的状况のデ句といった組み合わせとして解釈されるか、文の許容度が低下するといったことを“#”で表す。

- (47) # リンゴの木が風で実を落とした。
(48) # トウモロコシが日照りで葉を枯らした。

この箇所では、こうした例で被行為者を主語とする文が作りにくい理由を考える。まず(47)「落とす」について見る。

- (49)? 健太が竹竿で 木から/枝から 葉を散らした。
(50) 健太が竹竿で 木から/枝から 実を落とした。

(49)(50)は、分離不可能所有関係にある起点からの所有物の離脱といった状況を表す文を作ろうとしたものである。被行為者を主語に取り得る「散らす」のみに許容度上の

問題が生じている。また、「散らす」と同様被行為者を主語に取る「揺らす」「まわす」では、そもそも起点からの離脱といった状況の文は作れない。このことは、少なくとも「落とす」のような位置変化の動詞では、分離不可能所有関係が文内にある場合には、その所有者が起点的にも解釈される可能性を持つことを示している。そして実際、(47)では「実」が「リンゴの木」から落下するという解釈のみが現れ、「リンゴの木」がそれ自体に付属していない「実」を落とすという解釈では、文が許容されないか、明らかな行為者解釈が主語に現れる。便宜のためこのことを影山(1996)の表示法を用いて示しておく。分離不可能所有関係については“i”で示しておく*19。

(51) 落とす(47):_{EVENT} (x) ACT ON _{y_i}] CAUSE [_{EVENT} z_i BECOME [_{STATE} z_i BE NOT AT _{y_i}]]

行為者の意味役割となるものは、「健太が早紀に手紙を渡した」の主語のように、行為者であるとともに「手紙」の位置変化の起点であっても、問題なく主語に現れることができる。しかし、被行為者はおそらくかなり特例的に主語に結びつけられるものであり、被行為者が問題なく主語となるためには、二重意味役割となることを嫌う可能性が考えられる。(49)「散らす」の意味構造に関しては先送りするが、(51)「落とす」では、仮に主語が被行為者の意味役割を持つ(“y”に対応する)としても、それと同時に客体の位置変化の起点としても(“BE NOT AT y”の“y”としても)解釈されるという意味構造になっている。

被行為者主語は二重意味役割となることを嫌う、という可能性に関しては、「枯らす」のような状態変化の他動詞の場合でもほぼ同様である。

(52) 枯らす(48):_{EVENT} (x) ACT ON _{y_i}] CAUSE [_{EVENT} z_i BECOME [_{STATE} z_i BE AT *WITHERED*]]

(52)で見ると、被行為者の実体は下位事象中には現れない。しかし、位置変化や移動の場合と異なり、客体の状態変化を表す動詞では、所有者である主体が状態変化をきたさず、働きかけを受けるのみとする解釈が難しいと考えられる。このことは、たとえ(48)の「トウモロコシが日照りで葉を枯らす」の主語が被行為者の意味役割を持つとしても、状態変化する客体との間に分離不可能所有関係があるために、変化する実体の意味役割である対象の意味役割としても解釈されてしまう可能性を持っているということを意味する。そして、被行為者と対象の二重意味役割となるものは、別に行為者があれば他動詞目的語として、行為者がなければ自動詞の主語として統語構造に現れるのが通常だとすれば、対象の意味役割でもある「枯らす」の被行為者が、被行為者主語として

現れることには何らかの問題があるのだと推測することができる。

以上のように考えると、被行為者主語が問題なく現れるためには、被行為者かつ起点、あるいは被行為者かつ対象といった二重意味役割となつてはならないという条件があることがはっきりしてくる。このことは記述的な一般化に過ぎないが、語彙概念構造上のどのような項が統語構造上の主語にリンクされるのかというリンキングルールの問題として捉えることができる。

さて、被行為者が主語に現れることを阻害するこの二重意味役割制限と動詞の関係を考えるとすると、CAUSEの動詞でも客体の状態変化を表す動詞はすべて被行為者主語を許さないことがまず予測される。このことは、被行為者を主語とする文において、主体と客体との間に分離不可能所有関係が義務的であるということに起因する。また、CAUSEの動詞で客体の位置変化を表す動詞に関しても、少なくとも現状において、被行為者主語を許すものは見当たらない。影山(1996)の枠組みを用いて一般化すれば、このことは、CAUSEの動詞でもBECOMEを持つものでは被行為者主語が不可能である、というようにまとめることができる。

2.4. 経路の有無

CAUSEの動詞には、客体の非限界的な変化を表す幾つかの動詞が含まれる。その中には「散らす」「揺らす」「まわす」も含まれるが、被行為者主語の文に問題のある「飛ばす」「動かす」「流す」等^{*20}も含まれる。分析の最後の課題として、この両グループの動詞の違いについて検討する。まず、後者のグループの被行為者主語の文に問題があることを確認する。

- (53) ?桜が風で葉を飛ばした。
- (54) ?松の木が風で枝を動かした。
- (55) ?タンポポが溢れ出た水で綿毛を流した。

2.3で見た「落とす」は、下位事象中にBECOMEを持つ限界動詞である。本稿では非限界的な変化を表す意味述語としてMOVEを設定し、またMOVEはその目的語として経路(PATH)を取る場合があるとする^{*21}。両グループの異なりは、この経路の有無に関わる。

- (56) 健太が小石を5メートル飛ばした。
- (57) *健太が葉っぱを5メートル散らした。

(56)(57)の許容度の異なりは、「飛ばす」では移動の長さを計量することができるが、

「散らす」では不可能なことを示している。その他の動詞でも同様のことが確認できる。

- (58) 健太が故障した車を20メートル動かした。
- (59) 早紀が笹舟を20メートル流した。
- (60)? 早紀がカバンを50センチ揺らした。
- (61)? 健太が止まっている扇風機の羽根を50センチまわした。

このことから、「飛ばす」「動かす」「流す」のような動詞は、計量できるような長さを持った変化、つまり移動を表すものであること、そして、「散らす」「揺らす」「まわす」では、そうした長さを持たない変化(「動き」と呼んでおく)を表すものであることが確認できる。そして、移動の長さの計量が成立するためには、その移動がある経路をたどるようなものでなければならないとすれば、前者の動詞には経路があり、後者の動詞には経路がないということが言えることになる。議論の整理のため、両者の語彙概念構造を以下に示しておく。「散らす」と「飛ばす」で代表させる。

- (62) 散らす: [_{EVENT} x ACT ON y] CAUSE [_{EVENT} y MOVE]
- (63) 飛ばす: [_{EVENT} x ACT ON y] CAUSE [_{EVENT} y MOVE [_{PATH} ……]]

さて、ではなぜ(63)のような語彙概念構造の動詞では、被行為者主語の文に問題が生じるのであろうか。2.3で見た二重意味役割による制限の可能性から確認する。

- (64)? 健太が タンポポから綿毛を / 桜から葉っぱを 飛ばした。
- (65)* 健太が松の木から枝を動かした。
- (66)? 早紀がタンポポから綿毛を流した。

経路(PATH)の内部には、経路の起点や終点が現れ得る。したがって、分離不可能所有関係にある起点から客体が離脱していくような文が問題なく作れるのであれば、(53)～(55)の被行為者主語の文に問題が生じる理由は、被行為者と(経路の)起点という二つの意味役割を主語が持つと解釈されるためであると考えられる。しかし、(64)～(66)で明らかなように、分離不可能所有関係にある起点からの離脱を表す文には問題が生じる。このことから、「飛ばす」「動かす」「流す」に被行為者主語が現れにくいことの原因は、別の制約に求めなければならない。

ここでは、原因からの働きかけと経路との関わりについて考えることでこの問題を解く。まず、「?桜が風で葉を飛ばした」というような状況の場合、分離不可能所有関係にある起点(「桜」本体)から離脱した「葉」は、離脱後も一定の経路を描きつつ飛ばねば

ならない。経路をたどるような飛行をしなかった場合には、おそらく「落とす」といった動詞が当該の現象にあてがわれるものと考えられる。そして、離脱後も「葉」が飛び続けるためには、「風」という原因の働きかけの力は、離脱し経路をたどりつつある「葉」に向かうことになると考えられる。「流す」も同様であり、いったんその経路を流れはじめた客体に向かって、働きかけの力が集中するものと思われる。

このことは、「飛ばす」「流す」の被行為者としては、まさに離脱していく所有物の方が相応しく、移動を起こさない所有者は、被行為者としてはそもそも認めにくいものである、といった認定の可能性を表している。仮に、所有者も、少なくとも事象の最初期の段階においては所有物とともに働きかけを受ける、と見なしても、その一瞬後には働きかけは経路をたどり離脱していく所有物に向かってしまうわけであり、その意味において被行為者らしさは低いといえることができる。

「動かす」の場合、離脱の起こらない(54)のような文しか作れないが、この例が被行為者主語の文として許容されにくいのは、若干違った事情があるようである。「枝」は本体から離脱せずとも「50センチ動かした」のように経路をたどって移動することができる。だが、そのように所有者から離脱しない移動を所有物が起こす際には、所有者も何らかの動きを起こしているという解釈が生じるのを避けることができないと考えられる。所有者が動き、かつ所有物も移動するという状況では、所有者には行為者としての解釈が現れやすくなると考えられるのである。

以上の考察は、「散らす」「揺らす」「まわす」がどのような動詞であるのかを明確に示している。これらは、主語の選択制限が緩く、かつ客体に経路を伴わない非限界的な「動き」が起こるのみの、つまり CAUSE と MOVE を持ちかつ PATH は持たないという意味構造を持った動詞なのである。特に「散らす」は、言語外の具体的な状況において「葉」のような客体の一枚一枚を見れば、確かにそれらは分離不可能所有関係にある起点から飛んだり落ちたりしているわけである。しかし、日本語の動詞の意味構造という言語的なレベルでは、そうした個々の客体の移動や位置変化は無視され、主体とともにある客体がある一定の動きを起こしていることを記述するのみの、つまり「揺らす」や「まわす」と同様の状況を表す動詞として見ることもできるものなのである。

2.5. 分析のまとめ

2節での考察によって、非行為者という消去法的な命名によって呼ばれてきた主語の意味役割は、働きかけ動詞の目的語と同じ意味役割であることが明らかとなった。本稿ではその意味役割を、「被行為者」と呼んできた。また、被行為者を主語として取る動詞は、主語の選択制限に関して緩い規定を持つ CAUSE と、客体の非限界的な変化を表す MOVE とを持ち、しかし客体の移動に関する経路(PATH)を持たない動詞であった。以下に、検討箇所番号とともに簡略に示す。

(67) 非行為者の意味役割：被行為者 (LCS上では“ACT ON y”の“y”にあたる。2.2)

(68) 被行為者主語を取る動詞の制限

a. *CONTROL (主語に関する選択制限による。2.1)

b. *CAUSE & BECOME (二重意味役割に関する制限による。2.3)

c. *CAUSE & MOVE & PATH (経路に関する制限による。2.4)

(69) 被行為者主語を取る動詞の意味構造^{*22}

[_{EVENT} (x) ACT ON y_i] CAUSE [_{EVENT} z_i MOVE]

(68)aに関しては、CONTROLの動詞の上位事象中に被行為者が対応する変項が認められず、CONTROLの主語から働きかけや制御を受けるのは客体の変化に関するEVENTそのものである、つまり、[_{EVENT} x CONTROL [_{EVENT} ……]]という構造になっているということが記述的に確かめられれば、この制約は単なる主語の選択制限の問題ではなくなる可能性がある。つまり、CONTROLは目的語として個体を取らずEVENTを取るものであるために、そもそも被行為者主語が不可能である、といった説明が成り立つことになる。

(68)bは、被行為者が主語として、対象の意味役割となる客体から独立して統語構造に現れる際には、非常に厳しい制限があることを示している。被行為者が主語に立つためには、純粋に被行為者として解釈される必要があり、起点との二重意味役割も、そして状態変化する対象との二重意味役割でも問題が生じた。これは、起点かつ被行為者なら起点として、対象かつ被行為者なら対象として統語構造にリンクせよ、といった結びつけ規則の存在をうかがわせる。

(68)cは、aやbが文法的な制限であると考えられるのに対して、認知的な制限であるように思われる。経路(PATH)の有無といった動詞の意味構造と分離不可能所有関係の所有者の解釈との関係など、複雑な要因が絡む。

3. 他の構文との関係

本稿これまでの記述、分析の成果を以て、主語の「行為者らしさ」が低く、かつ主語と目的語との間に何らかの所有関係が要求されるその他の他動詞文との関係を述べる。まずは本稿1節でも引用した、天野(1987)の状態変化主体の他動詞文について見る。

3.1. 状態変化主体の他動詞文との異なり

天野(1987)の状態変化主体の他動詞文は、「折る」のようなCONTROLの動詞であっても成立した。また、所有関係は分離不可能所有関係でなくとも成立した。天野(1987)の例を再掲する。

(70) 私たちは、空襲で家財道具をみんな焼いてしまった。

(71) 勇二は教師に殴られて前歯を折った。

(72) 気の毒にも、田中さんは昨日の台風で屋根を飛ばしたそうだ。

(73) 昨日の台風で、街路樹はすっかり葉を落としている。

本稿の記述や分析の立場からすると、天野(1987)は本稿が行為者と認定したのもも状態変化主体とし、そして被行為者主語の文としては問題が生じるとした動詞の文も、状態変化主体の他動詞文に含めているように見える。この異なりを単に「行為者」あるいは「動き手」というものに対する認定の違いとして見てしまえば、天野(1987)の成果と本稿の成果とは立場の違いを含め相容れないものとなる。もちろんそうした可能性もないわけではないが、ここでは両者の成果が両立する可能性について述べておく。

天野(1987)は、状態変化主体の他動詞文について、「主体の実質的な動きの意味がなく、又、間接的にく何かを引き起こす」という意味さえなく、その主体の動きの側面に相当する意味を捜すならば、く客体に起こった変化を所有するくある事態を所有する」というきわめて動作性の低い意味になるであろう。主体の動きと客体の変化との二重の意味を持つ動き変化他動詞を述語成分に持つ文は、主体として、このような、ある事態を所有するもの、すなわち状態変化の主体も取ることが出来るのである。(p. 102)」ということを述べる。ここで重要なのは、天野(1987)が状態変化主体と呼ぶものは、ある事態を所有する存在であると規定されている点である。

天野(1987)が示す状態変化主体の例は専ら「は」でマークされている。よく知られているように、日本語の主題句の中には、述語の動詞の意味構造とは直接関わりを持たず、文中の項との広範な所有関係を前提として現れるものがある。天野(1987)の取りだした所有関係は分離不可能所有関係よりもかなり広い所有関係であり、可能性としてだが、天野(1987)は「動き手」ではなくかつ客体をその部分とするものが、動詞の意味構造とは直接関わりを持たぬまま、主題として文中に現れる際の条件を記述していると考える余地がある。一方本稿は、考察の対象を主題を持たない現象描写文に限ってきた。また、被行為者主語が、動詞の意味構造(語彙概念構造)の中に現れることも見てきたわけである。被行為者はまさに働きかけを受けるものであり、天野(1987)が状態変化主体に見出した「事態を所有する」というような意味特徴は持ち合わせていない。このように考えると、天野(1987)と本稿とは、別種の現象を扱うものであり、少なくともどちらかがもう一方を駆逐するような関係にないと考えることができる。

3.2. 結果相となる「ている」を持つ他動詞文

竹沢(1991)は他動詞文の場合も含め、「ている」において結果相の解釈が可能になる条件として以下のものを提示する。

(74) 「ている」の結果相解釈は、主語と影響動詞の内在項の間に束縛関係がある場合に得られる

他動詞の場合に限ると、この(74)は、主語と目的語との間に分離不可能所有関係があるか、あるいは主語と明示または含意される場所項との間に分離不可能所有関係がある場合にのみ、「ている」に結果相解釈が得られるということを述べている。また、「ている」が結果相解釈となった場合には、他動詞の主語は行為者の意味役割ではなくなるということも併せて述べられており、行為者らしさの低い主語を扱うものである点、そして分離不可能所有関係を扱うという点で、本稿の被行為者主語の文との関係には大変興味深いものがある。ただし、竹沢(1991)の動詞制限はCONTROLの動詞も含んだ範囲となっており、少なくとも他動詞文の「ている」が結果相解釈になる条件と、被行為者が主語に現れる条件とは異なっていることになる。竹沢(1991)の例を示す。

(75) 山田さんが腕を折っている。

(76) 山田さんが髪を染めている。

(77) 山田さんがセーターを着ている。

(78) 山田さんが帽子をかぶっている。

被行為者主語は、所有者と所有物とがともに働きかけを受け、かつ所有物のみが変化をきたし、所有者は純粹に働きかけを受けるのみという場合に現れる。所有物が場所項として現れる場合についてはこれまで具体的には見てこなかったが、ここで確認しておこう。

(79) a. 松の木が枝に雪を載せている。

b. ?松の木が枝に雪を載せた。

(80) a. 富士山が雪をかぶっている。

b. ?富士山が雪をかぶった。

(79)(80)各aでは、確かに結果相の解釈が得られ、また主語の解釈は行為者らしさの低いものとなっている。しかし各bの例では許容度に問題が生じ、またあえて解釈するとすれば、どちらも主語を行為者として解釈せざるを得ないことによる擬人法的な解釈が生じる。このことは、少なくとも結果相の「ている」を伴う他動詞文と本稿の被行為者主語の文とでは、行為者らしさの低い(あるいは行為者を主語としない)文を作る際の条件が異なっていることを示している。したがって、状態変化主体の他動詞文の場合と同様に、本稿の被行為者主語の文とは違った現象であることになる。

3.3. まとめ

以上からすると、何らかの所有関係が文中の要素間に見られ、かつ主語の行為者らしさが低いという点で共通性を持つ、状態変化主体の他動詞文、分離不可能所有の結果相「ている」の文、そして本稿の被行為者主語の文は、それぞれその特性や成立条件を異にしている別種の構文であることになる。この三者の最終的な関連づけは今後の課題となるが、主題を伴う文にも、「ている」を伴う文にも、そしてそのどちらも伴わない文にも、行為者らしさの低いものが主語となるための独立した条件があると考えられる余地があるということは、日本語の意味構造と統語構造との対応関係(結びつけ規則)を解明する上で、重要なものと考えられる。

4. 総括

日本語には、行為者(動作主や経験者)とも原因とも道具とも考えられない主語を取り得る他動詞が存在する。そうした主語の意味役割は、働きかけ動詞の目的語と同じく被行為者であり、被行為者に働きかける力を持つ原因デ句とともに文中に現れる。被行為者が主語となるためには、その他の意味役割を同時に持つ二重意味役割となることは避けねばならない。また、そうした主語を許す他動詞は、第一に主語の選択制限の緩いもの(CAUSEの動詞)であり、また非限界的な客体の変化を表す動詞(BECOMEではなくMOVEを持つ動詞)であり、そして移動の経路(PATH)を取らないものであった。具体的には「散らす」「揺らす」「まわす」のようなものである。

最近の統語論においては、その項が内項であるのか外項であるのかといった区別が重視されている。その議論は専ら非対格自動詞と非能格自動詞の区別と結びつけられてなされているが、本稿がこれまで見てきた被行為者の意味役割は、働きかけ動詞においては目的語として現れ、また本稿が提示した条件が整えば他動詞の主語としても現れる意味役割である。三宅(1996)や影山(1997)の議論を参照すると、外項を欠く非対格動詞が対格を標示する場合もあり、他動詞の主語であるということがそのまま外項であるということの意味するとは限らないようだが、意味と統語との対応関係を整理していく上で、本稿の提示したものがあ程度の意味を持つ可能性はある。今後検討を行いたい。

注

*1 (1)～(4)の分類や命名は、井上(1976b)の議論を参考にした。

*2 現象描写文に関する仁田(1989b)の規定は以下の通り。

- (i) 現象描写文のガ格に来る名詞は、機能的に三人称者を指示している名詞に限られる。
- (ii) 現象描写文には、テンスの存在・分化がある。
- (iii) 現象描写文は、推量系の判断のモダリティを存在・分化させない。

(iv) 現象描写文は、題目を持たない。

本稿が扱う例は基本的に上記の規定に従うものである。また、「が」でマークされる主語でも、総記解釈となるものは除く。なお、「ている」の現れる文も記述の対象からは除くが、これは、他動詞文で「ている」が現れる文の場合には、本稿が考察する非行為者主語の場合とは違った条件の下で、主語の「行為者らしさ」が低くなる場合があるためである。この詳細に関しては3節を参照されたい。

*3 本稿は基本的に主題を持たない現象描写文に記述対象を限定するため、「は」によってマークされた主題が現れる例を含む、状態変化主体の他動詞文の範囲と本稿の考察の範囲とが厳密には重なりきらないことについては述べておかなければならない。ここで重要なのは、仮に天野の状態変化主体の他動詞文と本稿の取り上げる他動詞文とが別種の構文であるとしたとしても、どちらも(11)が規定するような成立条件に基本的には従っているということである。

*4 本稿は「は」でマークされた主題も総記解釈の主格も持たない現象描写文のみを考察の対象としており、(16)(17)の例の許容度や解釈に関しても、そうした現象描写文として解釈していただきたい。両例の主語を「は」でマークした場合には、文の許容度が上昇するようである。

(i) #健太が転倒時の衝撃で腕の骨を折った。(=(16))

(ii) 健太は転倒時の衝撃で腕の骨を折った。

この(ii)は天野(1987)の状態変化主体の他動詞文の典型的なものと考えられる。(i)と(ii)とで許容度や解釈上の異なりがあるということは、本稿の扱う現象と状態変化主体の他動詞文とが何らかの点で異なった特徴を持つ別種の構文である可能性を示唆するものと考えられる。本稿の現象と状態変化主体の他動詞文との関係については、3.1での議論を参照されたい。

*5 他動詞文において、原因デ句と背景的狀況デ句との決定的な異なりは、原因デ句では主体も客体もその原因と直接的に関係するが、背景的狀況デ句では、客体と背景的狀況との関係は、主体を経由した間接的なものに過ぎない、というところにある。働きかけの力を有するものであっても、客体との関係が間接的であり、働きかけが直接客体に及んでいると考えられないものは原因デ句とはせず、背景的狀況のデ句として見なしていく。なお、「健太が(意図的に)風で帽子を飛ばした」のような場合では、「風」の働きかけと直接的に関わるのは客体「帽子」のみであり、主体の方は働きかけを受けない。このことが、この例の「風で」に道具・手段等の助格的な解釈を生じさせるものと考えられる。

*6 (19)aに関するここでの認定は、「杉」がヒト名詞主語の場合と同様に「動き手」「働きかけ手」として解釈される場合があるということを述べている。「杉」はモノ名詞として分類してあるものの、「枝を伸ばす」「花粉を飛ばす」といった事象を引き起こし展開する能力があると考えるためである。また、「受粉のために風で花粉を飛ばす」といった目的を読み込むことで、主語はより動作主的なものへ、デ句は手段的なものへと解釈を変えることも、「杉」が「花粉を飛ばす」動き手として考えられることの根拠となろう。

*7 (20)の許容度の問題については2.4でも取り上げる。

*8 (24)bでは、どのような文脈を想定しても、主語に「動き手」としての明確な解釈が現れることをキャンセルできない。これは天野(1987)の言うように主語と目的語との間に全体部分関係が成立していないためであると考えられる。このことは、竹沢(1991)によって示

されたような、結果相解釈の「ている」を伴う他動詞文の主語において行為者の意味役割がキャンセルされる際の条件との関わりからすると重要な現象であり、無標の文と「ている」の文とで「動き手」的な解釈が主語からキャンセルされる際の条件が異なることを示唆すると考えられる。このことに関しては3.2での議論を参照されたい。

- *9 もちろん、(18)aや(21)(22)の主語は、通常コト名詞が現れるような原因主語や、道具デ句との交替が見られるような道具主語とも異なっているわけであり、その意味で本稿が非行為者と呼ぶものは、非道具・非原因・非行為者といった特徴を有することになる。
- *10 この箇所で紹介する影山(1996)の議論は、動詞のいわゆる他対応関係を、レキシコンや語彙概念構造のレベルに関連づけようとしたものであり、基本的には自動詞から他動詞へ、あるいは他動詞から自動詞への派生関係を捉えようとするものである。本稿ではそうした自他の規則的な派生関係に関して言及することはできないが、このCONTROLとCAUSEの異なりが、他動詞文の(表層の)主語の意味役割に関する選択制限と関連するという事実を重視する。
- *11 この(31)の語彙概念構造は、客体に関する事象が位置変化や状態変化の場合のものであり、客体が非限界的(atelic)な移動等の変化をする場合には、ある程度異なった構造が適用される。このことについては特に2.4を参照されたい。
- *12 CONTROLの動詞で出来事を主語とする場合でも、以下(i)(ii)のようにある程度許容度が高いものを見つけることができる。

(i) (?) ひっきりなしの電車の振動が敷石を一列に並べた。

(ii) (?) 氷山の衝突による浸水がその客船を沈めた。

依然として(i)(ii)の許容度には問題があるとする話者もあろうが、例えば「??船員の居眠りがその客船を沈めた」のような例と(ii)とを比較すると、(ii)の例の許容度が相対的に高いという判断は安定して得られるようである。ここで重要なことは、「居眠り」と「浸水」との違いからも推測されるように、CONTROLの他動詞の文の許容度は、主語が「直接的な使役関係」を満たすか否かにかかっており、より直接的に働きかけ変化をもたらす「浸水」を主語とした場合の方が許容度が上がると考えられることである。したがって、CONTROLの動詞の主語が動作主のような個体に限られる、という影山(1996)の制限には強力すぎる面があると思われる。このことはむしろ、「CONTROLの要求する主語としての解釈のされやすさ」というようなスケールを仮定し、最もCONTROLの主語らしさの高いものに動作主のような行為者が位置する、と考えるべきものとしておく。なお、このスケールが、動作主らしさ、行為者らしさのスケールとして捉え直せるものであるのか否かについては、今後の課題となるが、もしそう考えられるとすれば、CONTROLの主語には行為者のみが現れる、といった意味役割レベルでの端的な選択制限を仮定できることになる。

- *13 主語が行為者(意図+)の場合、デ句には客体に対して働きかける力を持つものが現れる場合があったが、これもデ句の実体の働きかけの力が、主体の働きかけの力の一部として道具的に用いられているものと考えられる。
- *14 影山(1996:178-205)の議論では、CAUSEの上位事象に“ON y”が義務的に必要とされるか否かの議論がなされていない。しかし、行為者の行為が客体に働きかけるとしない限り(OH yが義務的にあるとしない限り)、その客体に何らかの変化が生じるとは考えにくく、本稿ではCAUSEの上位事象は“x ACT ON y”のような構造をしていると見る。
- *15 ここで本稿の言う所有関係とは、身体一部分のような分離不可能所有関係とされるもの

に基本的には合致する。ただし、本稿の扱う例に関与する所有関係は、所有者と所有物とが同時に何らかの働きかけを受けるか否かという、あくまでも原因からの働きかけに関係づけられた分離不可能所有関係である。この所有関係で重要なことは、働きかけの力が同時に所有者にも所有物にも及ぶということであり、そうした条件が満たされない分離不可能所有関係は除外される可能性があるが、その詳細は今後の課題となる。

- *16 語彙概念構造から規則的に意味役割が読みとれるとすれば、対象の意味役割はMOVEやBECOMEの主語の意味役割として、被行為者の意味役割は「ON y」のyの意味役割として端的に規定できる。また、「健太が桜の葉を散らす」のような文の目的語は、厳密には対象の意味役割と被行為者の意味役割の二つを同時に持っているものと考えられる。
- *17 働きかけ動詞の目的語と同様の意味役割が非行為者主語においても認められることについては、少なくとも影山(1996)の枠組みを用いれば、同じくONの項として語彙概念構造上で適切に表現できるようである。

(i) 働きかけ動詞 : [EVENT x ACT ON y]

(ii) CAUSEの動詞 : [EVENT x ACT ON y] CAUSE [EVENT ……]

下線を施した“y”が、被行為者の意味役割となる項の現れる位置である。なおこれまで、働きかけ動詞は非行為者主語をとらないとして議論を進めてきたが、このことは働きかけ動詞が単一の事象しか表さず、主語としては行為者を、目的語としては被行為者をとるしかない、上記(i)のような語彙概念構造をとる動詞であることに由来する。働きかけ動詞が被行為者を主語とするには、受動化、つまり行為者を格下げする過程を文法のいずれかのレベルで経なければならないと考えられる。

- *18 「風が鳥の巣を(地面に)落とした」「日照りが農作物を枯らした」等問題のない原因主語の文が許されるため、「落とす」「枯らす」はCAUSEの動詞と認定される。
- *19 (51)は、「落とす」の最も基本的な語彙概念構造ではなく、(47)のような文の意味構造を表示するために、ある程度構文レベルの情報を反映させたものとなっている((52)も同様)。行為者が現れないことを示すために“(x)”とし、それぞれ“y”が主語の実体に、“z”が目的語の実体に対応する。なお、「落とす」は限界の(telic)な位置変化動詞であり、客体の変化に関しては、結果状態にあたるSTATEを目的語に取るBECOMEを与える。
- *20 「その衝撃が松の枝を動かした」「溢れ出た水がタンポポの綿毛を流した」等、原因主語の文が可能であるため、「動かす」「流す」も「飛ばす」と同様CAUSEの動詞と認定される。なお、この箇所であつた動詞は、工藤(1995)の「主体動作・客体動き動詞」という動詞分類と重なるところがあり、本稿も工藤(1995)の動詞分類のリストを参照した。
- *21 影山(1996)において、“MOVE”は「走る」のような移動動詞の「移動」を表すものとして用いられている。本稿でもほぼ同様だが、物理的な移動のみに限定せず、位置変化や状態変化のように限界的な変化にはBECOMEを、移動等の非限界的な変化にはMOVEを、といったように、主にアスペクト上の観点から両者を使い分ける。
- *22 (69)には構文レベルの情報を反映させておく。分離不可能所有関係は(51)(52)と同様“i”で示す。行為者を主語とする「健太が桜の葉を散らす」のような文においては、“y_i”と“z_i”とは同じ実体によって占められる。

参考文献

- 天野みどり(1987)「状態変化主体の他動詞文」『国語学』151
- 天野みどり(1990)「複主格文考」——複主格文の意味と、成立に関わる意味的制約——、『日本語学』9-5
- 天野みどり(1991)「経験的間接関与表現」——構文間の意味的密接性の違い——、『日本語のヴォイスと他動性』くろしお出版
- 天野みどり(1992)「二つの補充成分間の意味的關係づけ」——経験的間接関与構文、特に複主格文を中心として——、『人文科学研究』80、新潟大学人文学部
- 井上和子(1976a)『変形文法と日本語』(上)——統語構造を中心に——、大修館書店
- 井上和子(1976b)『変形文法と日本語』(下)——意味解釈を中心に——、大修館書店
- 影山太郎(1993)『文法と語形成』ひつじ書房
- 影山太郎(1996)『動詞意味論』——言語と認知の接点——、くろしお出版
- 影山太郎(1997)「gush動詞の自他交替と非対格性」『筑波大学東西言語文化の類型論特別プロジェクト研究報告書Ⅰ』、筑波大学東西言語文化の類型論特別プロジェクト研究組織
- 影山太郎・由本陽子(1997)『語形成と概念構造』日英語比較選書8、研究社出版
- 北原博雄(1998)「移動動詞と共起する二格句とマデ格句」——数量表現との共起關係に基づいた語彙意味論的考察——、『国語学』195
- 金水 敏(1993)「古典語の「ヲ」について」『日本語の格をめぐって』くろしお出版
- 金水 敏(1994)「連体修飾の「～タ」について」『日本語の名詞修飾表現』くろしお出版
- 工藤真由美(1995)『アスペクト・テンス体系とテキスト』——現代日本語の時間の表現——、ひつじ書房
- 佐藤琢三(1994)「動詞の自他対応と様態指定」『筑波応用言語学研究』1、筑波大学大学院博士課程文芸・言語研究科応用言語学コース
- 佐藤琢三(1995)「日本語のヴォイスの体系とプロトタイプ」『日本語と日本文学』21、筑波大学国語国文学会
- 高橋太郎(1975)「文中に現れる所属関係の種々相」『国語学』103
- 竹沢幸一(1991)「受動文、能格文、分離不可能所有構文とテイルの解釈」『日本語のヴォイスと他動性』くろしお出版
- 田中茂範・松本曜(1997)『空間と移動の表現』日英語比較選書6、研究社出版
- 中右 実(1994)『認知意味論の原理』大修館書店
- 中右実・西村義樹(1998)『構文と事象構造』日英語比較選書5、研究社出版
- 仁田義雄(1989a)「拡大語彙論的統語論」『日本語学の新展開』くろしお出版
- 仁田義雄(1989b)「現代日本語文のモダリティの体系と構造」『日本語のモダリティ』くろしお出版
- 早津恵美子(1989)「有対他動詞と無対他動詞の違いについて」——意味的な特徴を中心に——、『言語研究』95
- 益岡隆志(1979)「日本語の経験的間接関与構文と英語のhave構文について」『英語と日本語と』くろしお出版

益岡隆志(1987)『命題の文法』——日本語文法序説——、くろしお出版

Matsumoto, Yo. (1996) *Complex Predicates in Japanese: A Syntactic and Semantic Study of the Notion 'Word'*. CSLI Publications & Kurosio Publishers.

三井正孝(1992)「自他対応の意味的類型」『日本語と日本文学』16、筑波大学国語国文学会

三宅知宏(1996)「日本語の移動動詞の対格標示について」『言語研究』110

ヤコブセン, ウェスリー・M. (1989)「他動性とプロトタイプ論」『日本語学の新展開』くろしお出版

Jacobsen, W. M. (1991) *The Transitive Structure of Events in Japanese*, Kuroshio Publishers.

矢澤真人(1983)「情態修飾成分の整理」——被修飾成分との呼応及び出現位置からの考察——、『日本語と日本文学』3、筑波大学国語国文学会

矢澤真人(1992)「格の階層と修飾の階層」『文藝言語研究』言語編21、筑波大学文芸・言語学系

山梨正明(1993)「格の複合スキーマモデル」——格解釈のゆらぎと認知のメカニズム——、『日本語の格をめぐる』くろしお出版

(1999年9月3日 受理)